

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

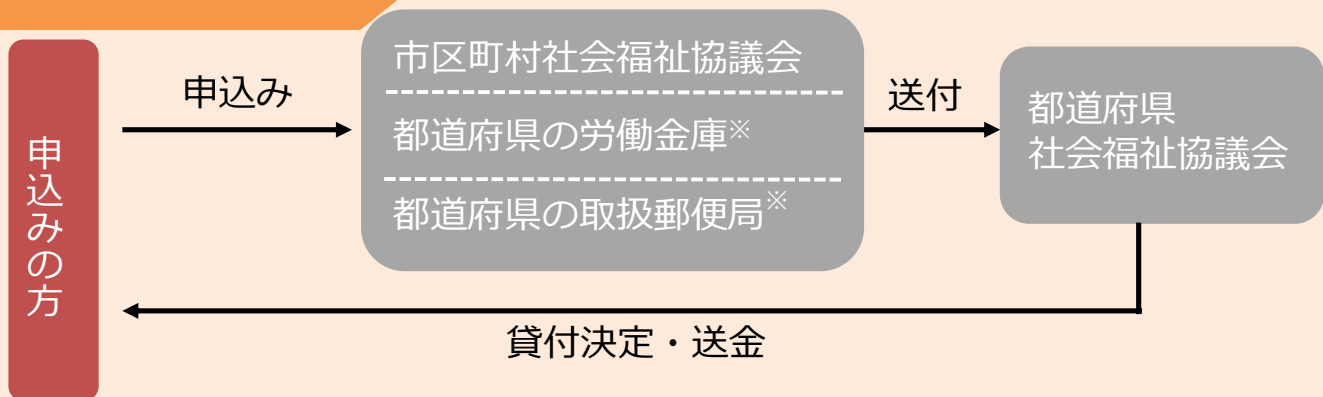
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内 【緊急小口資金の特例貸付の申込先の追加】

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施していますが、緊急小口資金については、お住まいの市区町村社会福祉協議会のほか、お住まいの都道府県の労働金庫又は郵便局（取扱郵便局に限ります）でも申込みが可能となります。

貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、各事業所の取扱内容のご確認等は下記お申込み先へお願いします。

### 貸付手続きの流れ



※ 労働金庫及び郵便局で申込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金についてはお住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

### ●お申込み先

以下のいずれかの窓口

- ・お住まいの市区町村社会福祉協議会（3月25日から受付中）
- ・お住まいの都道府県の労働金庫（4月30日から受付中）
- ・**お住まいの都道府県の取扱郵便局（5月28日から受付開始）**

※ 郵便局に申請書類を持参される際には、窓口の状況について、事前に取扱郵便局に電話でご確認ください。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

## ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

## ■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
  - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
  - イ 世帯員に要介護者がいるとき
  - ウ 世帯員が4人以上いるとき
  - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
  - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

## ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

## ■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

## ■貸付利子・保証人

無利子・不要

## ■申込先

下記のいずれかの事業所

- ・お住まいの市区町村社会福祉協議会
- ・お住まいの都道府県の労働金庫
- ・お住まいの都道府県の取扱郵便局

## ■申込方法

- ・ご希望の事業所のホームページにて申請書類を入手いただき、ご自身で、必要事項の記載・添付書類の準備を行った上で申込みください。
- ・市区町村社協は郵送又は窓口、労働金庫は郵送、郵便局は窓口での受付となります。
- ※ 下記に該当する方は、労働金庫や郵便局での対応ができかねるため、市区町村社会福祉協議会への申込みをお願いします。
  - ① 失業された方で総合支援資金貸付の利用も検討されている方
  - ② 未成年の方
  - ③ 現在お住まいの住所と住民票の住所が異なる方
  - ④ 貸付とあわせて生活上の相談を希望される方

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンターのご案内

0120-46-1999

受付時間：09：00～21：00（土日・祝日を含む）